

## 児童手当の受給者の方は「現況届」の提出を!

児童手当の受給には6月中に「現況届」を提出する必要があります。案内文を6月上旬に郵送しますので、届かない場合は児童課へ連絡してください。公務員の方は、職場で手続きをしてください。

### 「現況届」とは

現況届は、前年の所得の状況と6月1日現在の児童の養育状況などを確認するためのものです。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

### 児童手当制度

#### ●対象者

町内在住の中学3年生(15歳になった後の最初の3月31日)までの児童を養育している方

#### ●申請が必要な方

- ①子どもが生まれた方
- ②ほかの市区町村から転入した方
- ③養育している子どもの住所が変わった方
- ④公務員になった方、公務員でなくなった方

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給します。ただし、誕生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがあります。

#### ●所得制限

所得制限を超えた方でも特例給付として、児童1人につき一律5,000円(月額)支給します。  
※扶養親族などの数が5人以上の場合の限度額は、1人につき38万円を加算した額

扶養親族などの数	限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

#### ●支給日

支給日	内 訳
6月10日(金)	2月～5月(4か月分)
10月7日(金)	6月～9月(4か月分)
平成29年2月10日(金)	10月～平成29年1月(4か月分)

#### ●支給額

児童の年齢	支給額(月額/1人)
3歳未満	15,000円
3歳～ 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※第1子、第2子の数え方は、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えていない年齢までの児童数を年齢が上の児童から順に数えます。

#### ●寄 付

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、本町に寄付することができます。詳細は問い合わせてください。

#### ●問い合わせ 児童課 内線144

## 県立半田特別支援学校 ふれあい相談

保育園・幼稚園や学校生活になじめない、学習に集中できないなど、子どもの成長や発達に関する不安・悩みがある方が、安心して子どもを育てられるように相談を行っています。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

#### ●と き

毎週火・水・金曜日(祝日を除く)  
午後1時30分～5時

#### ●と ころ

東浦町文化センター、半田市福祉文化会館(雁宿ホール)、半田市立岩滑小学校、武豊町立武豊小学校

#### ●対 象

知多半島在住で、子どもの成長や発達について不安や悩みがある方

#### ●相談料 無料

#### ●申し込み

県立半田特別支援学校 ふれあい相談部  
☎0569-27-7061

